

予 防 編



防火対象物の竣工検査の様子

1. 防火対象物

(1)防火対象物数

かつて当市は「倉庫のまち」といわれたほど、配送センター、各種倉庫、トラックターミナルなどが建ち並んでいました。昭和60年の「埼京線開通」にともない都心への通勤・通学の利便性が向上したことにより、工場や倉庫などが次々と共同住宅に建て替えられ、近年では北戸田駅及び戸田駅周辺の都市開発が進み市の生活環境も大きく変化し、人口が急増しています。

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分		防火対象物（150㎡以上）		
		地上 5階未満	地上 5階以上	計
1項（イ）	劇場・映画館・演芸場・観覧場	1	2	3
1項（ロ）	公会堂・集会場	55	1	56
2項（イ）	キャバレー・ナイトクラブ等	0	0	0
2項（ロ）	遊技場・ダンスホール	4	1	5
2項（ハ）	性風俗関連特殊営業店舗等	0	0	0
2項（ニ）	カラオケボックス・個室ビデオ等	3	0	3
3項（イ）	待合・料理店等	0	0	0
3項（ロ）	飲食店	42	0	42
4項	百貨店・マーケット・物品販売店舗・展示場	127	2	129
5項（イ）	旅館・ホテル・宿泊所	9	8	17
5項（ロ）	寄宿舎・下宿・共同住宅	1,546	426	1,972
6項イ（1）	診療科名に特定診療科名を有し、医療法に規定する一般病床を有する病院	2	2	4
6項イ（2）	診療科名に特定診療科名を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有する診療所	1	0	1
6項イ（3）	病院（(1)を除く）、患者を入院させる施設を有する診療所（(2)を除く）	8	4	12
6項イ（4）	患者を入院させる施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	24	2	26
6項ロ（1）	老人短期入所施設・養護老人ホーム・有料老人ホーム等	27	10	37
6項ロ（2）	救護施設	0	0	0
6項ロ（3）	乳児施設	0	0	0
6項ロ（4）	障害児入所施設	0	0	0
6項ロ（5）	障害者支援施設・短期入所施設若しくは共同生活援助を行う施設等	3	0	3
6項ハ（1）	老人デイサービスセンター・老人福祉センター・老人介護支援センター等	9	0	9
6項ハ（2）	更生施設	0	0	0
6項ハ（3）	助産施設・保育所・児童養護施設等	38	0	38
6項ハ（4）	児童発達支援センター・放課後等デイサービスを行う施設等	4	0	4
6項ハ（5）	身体障害者福祉センター等	9	0	9
6項（ニ）	幼稚園・特別支援学校	16	0	16
7項	小学校・中学校・高校・大学・各種学校等	65	3	68
8項	図書館・博物館・美術館等	1	0	1
9項（イ）	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等	2	0	2
9項（ロ）	9項（イ）以外の公衆浴場	3	0	3
10項	停車場・発着場	3	0	3
11項	神社・寺院・教会等	21	0	21
12項（イ）	工場・作業場	449	5	454
12項（ロ）	映画スタジオ・テレビスタジオ	1	0	1
13項（イ）	自動車庫・駐車場	23	1	24
13項（ロ）	飛行機等の格納庫	0	0	0
14項	倉庫	584	24	608
15項	前各項に該当しない事業場	274	18	292
16項（イ）	特定用途が存する複合用途防火対象物	262	97	359
16項（ロ）	16項（イ）以外の複合用途防火対象物	204	69	273
合 計		3,820	675	4,495

(2)防火対象物使用開始届出状況及び消防用設備等検査状況

令和5年度

防火対象物の区分		用防火 開始対 届出物 数使	消防用設備検査状況				
			消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消 火 活 動 用 施 設	合 計
1 項 (イ)	劇場・映画館・演芸場・観覧場	1					
1 項 (ロ)	公会堂・集会場						
2 項 (イ)	キャバレー・ナイトクラブ等						
2 項 (ロ)	遊技場・ダンスホール						
2 項 (ハ)	性風俗関連特殊営業店舗等						
2 項 (ニ)	カラオケボックス・個室ビデオ等	1					
3 項 (イ)	待合・料理店等						
3 項 (ロ)	飲食店	2					
4 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗・展示場	23	1	2	1		4
5 項 (イ)	旅館・ホテル・宿泊所						
5 項 (ロ)	寄宿舎・下宿・共同住宅	37	20	17	25		62
6 項イ(1)	診療科名に特定診療科名を有し、医療法に規定する一般病床を有する病院	1					
6 項イ(2)	診療科名に特定診療科名を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有する診療所						
6 項イ(3)	病院（(1)を除く）、患者を入院させる施設を有する診療所（(2)を除く）	2					
6 項イ(4)	患者を入院させる施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	1					
6 項ロ(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム・有料老人ホーム等						
6 項ロ(2)	救護施設						
6 項ロ(3)	乳児施設						
6 項ロ(4)	障害児入所施設						
6 項ロ(5)	障害者支援施設・短期入所施設若しくは共同生活援助を行う施設等						
6 項ハ(1)	老人デイサービスセンター・老人福祉センター・老人介護支援センター等						
6 項ハ(2)	更生施設						
6 項ハ(3)	助産施設・保育所・児童養護施設等						
6 項ハ(4)	児童発達支援センター・放課後等デイサービスを行う施設等						
6 項ハ(5)	身体障害者福祉センター等						
6 項 (ニ)	幼稚園・特別支援学校						
7 項	小学校・中学校・高校・大学・各種学校等	3	2	2	2		6
8 項	図書館・博物館・美術館等						
9 項 (イ)	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等						
9 項 (ロ)	9 項 (イ) 以外の公衆浴場						
10 項	停車場・発着場						
11 項	神社・寺院・教会等	3					
12 項 (イ)	工場・作業場	12					
12 項 (ロ)	映画スタジオ・テレビスタジオ						
13 項 (イ)	自動車車庫・駐車場	3					
13 項 (ロ)	飛行機等の格納庫						
14 項	倉庫	28	9	3	4	1	17
15 項	前各項に該当しない事業場	26	6	3	6		15
16 項 (イ)	特定用途が存する複合用途防火対象物	22	2	2	2		6
16 項 (ロ)	16 項 (イ) 以外の複合用途防火対象物	15	1	1	1		3
合 計		180	41	30	41	1	113

(3)防火管理実施状況

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分 項 目		防火管理 実施義務対 象物数	防火管理者を 選任している 対象物数	選任率 (%)	消防計画を 作成してい る対象物数	
						TF取 率 (%)
1項(イ)	劇場・映画館・演芸場・観覧場	2	2	100	2	100
1項(ロ)	公会堂・集会場	53	52	98	48	90
2項(イ)	キャバレー・ナイトクラブ等					
2項(ロ)	遊技場・ダンスホール	5	5	100	5	100
2項(ハ)	性風俗関連特殊営業店舗等					
2項(ニ)	カラオケボックス・個室ビデオ等	3	3	100	3	100
3項(イ)	待合・料理店等					
3項(ロ)	飲食店	60	56	93	50	83
4項	百貨店・マーケット・物品販売店舗・展示場	93	81	87	76	81
5項(イ)	旅館・ホテル・宿泊所	10	10	100	10	100
5項(ロ)	寄宿舎・下宿・共同住宅	406	340	83	299	73
6項イ(1)	診療科名に特定診療科名を有し、医療法に規定する一般病床を有する病院	3	3	100	3	100
6項イ(2)	診療科名に特定診療科名を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有する診療所	1	1	100	1	100
6項イ(3)	病院((1)を除く)、患者を入院させる施設を有する診療所((2)を除く)	3	3	100	3	100
6項イ(4)	患者を入院させる施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	9	8	88	8	88
6項ロ(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム・有料老人ホーム等	35	34	97	33	94
6項ロ(2)	救護施設					
6項ロ(3)	乳児施設					
6項ロ(4)	障害児入所施設					
6項ロ(5)	障害者支援施設・短期入所施設若しくは共同生活援助を行う施設等	4	4	100	4	100
6項ハ(1)	老人デイサービスセンター・老人福祉センター・老人介護支援センター等	6	6	100	6	100
6項ハ(2)	更生施設					
6項ハ(3)	助産施設・保育所・児童養護施設等	38	38	100	37	97
6項ハ(4)	児童発達支援センター・放課後等デイサービスを行う施設等	3	3	100	3	100
6項ハ(5)	身体障害者福祉センター等	6	6	100	6	100
6項(ニ)	幼稚園・特別支援学校	13	13	100	13	100
7項	小学校・中学校・高校・大学・各種学校等	22	22	100	22	100
8項	図書館・博物館・美術館等	1	1	100	1	100
9項(イ)	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等	2	2	100	2	100
9項(ロ)	9項(イ)以外の公衆浴場	3	3	100	2	66
10項	停車場・発着場					
11項	神社・寺院・教会等	14	11	78	9	64
12項(イ)	工場・作業場	51	43	84	39	76
12項(ロ)	映画スタジオ・テレビスタジオ					
13項(イ)	自動車車庫・駐車場					
13項(ロ)	飛行機等の格納庫					
14項	倉庫	40	37	92	35	87
15項	前各項に該当しない事業場	70	53	75	50	71
16項(イ)	特定用途が存する複合用途防火対象物	229	152	66	132	57
16項(ロ)	16項(イ)以外の複合用途防火対象物	65	48	73	40	61
合 計		1,250	1,040	83	942	75

(4)消防訓練実施状況

令和5年度

防火対象物の区分		訓練届出 件数	派遣有	派遣無
項 目				
1 項 (イ)	劇場・映画館・演芸場・観覧場	2	2	
1 項 (ロ)	公会堂・集会場	14	1	13
2 項 (イ)	キャバレー・ナイトクラブ等			
2 項 (ロ)	遊技場・ダンスホール	9		9
2 項 (ハ)	性風俗関連特殊営業店舗等			
2 項 (ニ)	カラオケボックス・個室ビデオ等	7		7
3 項 (イ)	待合・料理店等			
3 項 (ロ)	飲食店	45	1	44
4 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗・展示場	80	3	77
5 項 (イ)	旅館・ホテル・宿泊所	7		7
5 項 (ロ)	寄宿舍・下宿・共同住宅	85	38	47
6 項イ(1)	診療科名に特定診療科名を有し、医療法に規定する一般病床を有する病院	6	1	5
6 項イ(2)	診療科名に特定診療科名を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有する診療所			
6 項イ(3)	病院（(1)を除く）、患者を入院させる施設を有する診療所（(2)を除く）	5	1	4
6 項イ(4)	患者を入院させる施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	10	2	8
6 項ロ(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム・有料老人ホーム等	63	7	56
6 項ロ(2)	救護施設			
6 項ロ(3)	乳児施設			
6 項ロ(4)	障害児入所施設			
6 項ロ(5)	障害者支援施設・短期入所施設若しくは共同生活援助を行う施設等	5	1	4
6 項ハ(1)	老人デイサービスセンター・老人福祉センター・老人介護支援センター等	11		11
6 項ハ(2)	更生施設			
6 項ハ(3)	助産施設・保育所・児童養護施設等	94	34	60
6 項ハ(4)	児童発達支援センター・放課後等デイサービスを行う施設等	6	1	5
6 項ハ(5)	身体障害者福祉センター等	18	7	11
6 項 (ニ)	幼稚園・特別支援学校	18	2	16
7 項	小学校・中学校・高校・大学・各種学校等	10	3	7
8 項	図書館・博物館・美術館等	1		1
9 項 (イ)	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等	2		2
9 項 (ロ)	9 項 (イ) 以外の公衆浴場			
1 0 項	停車場・発着場	1		1
1 1 項	神社・寺院・教会等	1		1
1 2 項 (イ)	工場・作業場	34	7	27
1 2 項 (ロ)	映画スタジオ・テレビスタジオ			
1 3 項 (イ)	自動車庫庫・駐車場			
1 3 項 (ロ)	飛行機等の格納庫			
1 4 項	倉庫	41	6	35
1 5 項	前各項に該当しない事業場	28	5	23
1 6 項 (イ)	特定用途が存する複合用途防火対象物	102	10	92
1 6 項 (ロ)	1 6 項 (イ) 以外の複合用途防火対象物	18	1	17
計				
※派遣の有無は、消防職員の派遣の依頼があり出向した件数		723	133	590

2. 建築同意状況

令和5年度

申請要旨			新築	増築	改築	移転	修繕	模様替え	用途変更	その他	合計	
同意小計			352	16							368	
	指導無し		89	7							96	
	指導有り		263	9							272	
	補正・追加無し		183	8							191	
	補正・追加有り		169	8							177	
	補正・追加の有無不明											
	初協議		352	16							368	
	再協議	本年中に不同意										
		前年以前に不同意										
	初・再の区分不明											
不同意小計												
	不同意の理由	消防法										
		建築基準法										
		その他										
総計 (同意小計＋不同意小計)			352	16						0	368	

3. 戸田市火災予防条例等による届出状況

種 別	年 度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
火を使用する設備等設置届		24	14	10	20	11
変電・発電・蓄電池・燃料電池設備設置届		52	43	45	37	26
火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為		42	34	43	28	46
煙火打上げ届		10				3
催物開催届			1	2		
水道断（減）水届						
道路工事届		234	245	228	212	219
指定洞道等届						
少量危険物貯蔵・取扱届		14	11	12	11	8
指定可燃物貯蔵・取扱届		3	1	4	2	11
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱の開始届		6	8	4	7	5
露店等の開設届出		65	2	7	30	66
合 計		450	359	355	347	395

4. 防火対象物定期点検報告

項 目		令和5年度		
防 火 対 象 物 の 区 分		点検報告数	点検基準 適合数	特例認定数
1 項(イ)	劇場・映画館・演芸場・観覧場	1		
1 項(ロ)	公会堂・集会場	3	2	
2 項(イ)	キャバレー・ナイトクラブ等			
2 項(ロ)	遊技場又はダンスホール	3	2	
2 項(ハ)	性風俗関連特殊営業店舗等			
2 項(ニ)	カラオケボックス・個室ビデオ等			
3 項(イ)	待合・料理店等			
3 項(ロ)	飲食店			
4 項	百貨店・マーケット・物販店舗・展示場	15	9	1
5 項(イ)	旅館・ホテル・宿泊所	2	1	
6 項イ(1)	診療科名に特定診療科名を有し、医療法に規定する一般病床を有する病院			
6 項イ(2)	診療科名に特定診療科名を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有する診療所			
6 項イ(3)	病院（(1)を除く）、患者を入院させる施設を有する診療所（(2)を除く）			
6 項イ(4)	患者を入院させる施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所			
6 項ロ(1)	老人短期入所施設・養護老人ホーム・有料老人ホーム等			
6 項ロ(2)	救護施設			
6 項ロ(3)	乳児施設			
6 項ロ(4)	障害児入所施設			
6 項ロ(5)	障害者支援施設・短期入所施設若しくは共同生活援助を行う施設等			
6 項ハ(1)	老人デイサービスセンター・老人福祉センター・老人介護支援センター等	3	2	
6 項ハ(2)	更生施設			
6 項ハ(3)	乳児施設	1	1	
6 項ハ(4)	障害児入所施設			
6 項ハ(5)	障害者支援施設・短期入所施設若しくは共同生活援助を行う施設等	1	1	
6 項(二)	幼稚園・特別支援学校	2	2	
9 項(イ)	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等	1		
1 6 項(イ)	特定用途が存する複合用途防火対象物	2	1	
1 6 項の2	地下街			
合 計		34	21	1

5. 市民防災教室利用状況

市民防災教室は、子供からお年寄りまで身近に防災について体験学習をしていただくために、平成2年12月にオープンしました。また、平成19年3月、平成21年2月に各体験コーナーの更新を行い設備の充実を図っています。

項目 年度	団 体 別 利 用 者 数												個 人 利用者	
	町 会		学 校		幼稚園 保育園		事業所		その他		合 計			
	団体	人数	団体	人数	団体	人数	団体	人数	団体	人数	団体	人数	グループ	人数
平成2年度	6	227	1	93	2	151	1	30	6	180	16	681	1	4
平成3年度	6	168	3	216	5	206	9	244	4	91	27	925	3	7
平成4年度	1	22	9	607	5	315	5	101	4	190	24	1,235	12	53
平成5年度	1	20	4	378	5	357	6	40	6	149	22	944	9	30
平成6年度	3	110	9	468	6	386	1	58	6	157	25	1,179	8	22
平成7年度	2	67	9	596	8	665	2	105	5	131	26	1,564	20	133
平成8年度			6	381	9	624	2	18	8	378	25	1,401	27	110
平成9年度	3	118	7	505	6	439	2	34	7	152	25	1,248	17	65
平成10年度	1	45	9	810	12	642	2	13	11	324	35	1,834	13	137
平成11年度			5	533	11	627	1	12	10	292	27	1,464	20	73
平成12年度			6	618	6	449	1	10	8	271	21	1,348	24	80
平成13年度			8	682	11	496	2	18	4	58	25	1,254	20	47
平成14年度	1	50	20	1,750	7	543	1	7	9	173	38	2,523	22	75
平成15年度	1	22	6	601	7	545			8	267	22	1,435	21	52
平成16年度			11	1,319	5	531	1	5	5	172	22	2,027	6	26
平成17年度	1	50	10	1,055	4	472	3	130	16	420	34	2,127	18	56
平成18年度			17	1,637	4	426			13	437	34	2,500	31	89
平成19年度			12	1,234	4	234			20	492	36	1,960	68	99
平成20年度	1	30	9	1,084	2	211	3	37	18	414	33	1,776	23	76
平成21年度			12	1,006	3	210	3	31	8	195	26	1,442	6	18
平成22年度			9	919	5	384	3	24	18	381	35	1,708	6	15
平成23年度	3	143	4	508	5	323	7	72	19	440	38	1,486	25	73
平成24年度			9	1,019	5	289	12	128	4	205	30	1,641	7	21
平成25年度			15	1,242	7	333	12	157	4	115	38	1,847	22	131
平成26年度			8	808	9	410	10	176	3	89	30	1,483	6	22
平成27年度	1	30	7	800	7	280	8	181	1	15	24	1,306	18	67
平成28年度			10	1,152	20	891	8	59	9	184	47	2,286	9	33
平成29年度			11	1,302	20	630	5	94	4	53	40	2,079		
平成30年度			7	900	7	255	1	10	5	49	20	1,214	1	15
令和元年度			13	1,572	7	293	6	64	3	54	29	1,983		1
令和2・3年度	新型コロナウイルス感染拡大のため、利用なし													
令和4年度			3	363	7	217	1	20	1	8	12	608		
令和5年度	1	30	3	373	6	137	1	14	1	300	12	854	0	0
合 計	32	1,132	272	26,531	227	12,971	119	1,892	248	6,836	898	49,362	463	1,630
												利用者合計		50,992

6. 危険物施設

(1) 危険物施設数

令和6年3月31日現在

施設区分	施設数	施設区分	施設数
製造所	1	移動タンク貯蔵所	44
屋内貯蔵所	63	屋外貯蔵所	
屋外タンク貯蔵所	2	給油取扱所	32(16)
屋内タンク貯蔵所	7	第一種販売取扱所	
地下タンク貯蔵所	40	一般取扱所	29
簡易タンク貯蔵所		合計	218

(注1) 本表以下に示す危険物施設数とは、完成検査済証を交付した施設数を示す。

(注2) 給油取扱所の施設数のうち（ ）内の数は自家用給油取扱所の数を示す。

(2) 危険物施設の規模別構成

令和6年3月31日現在

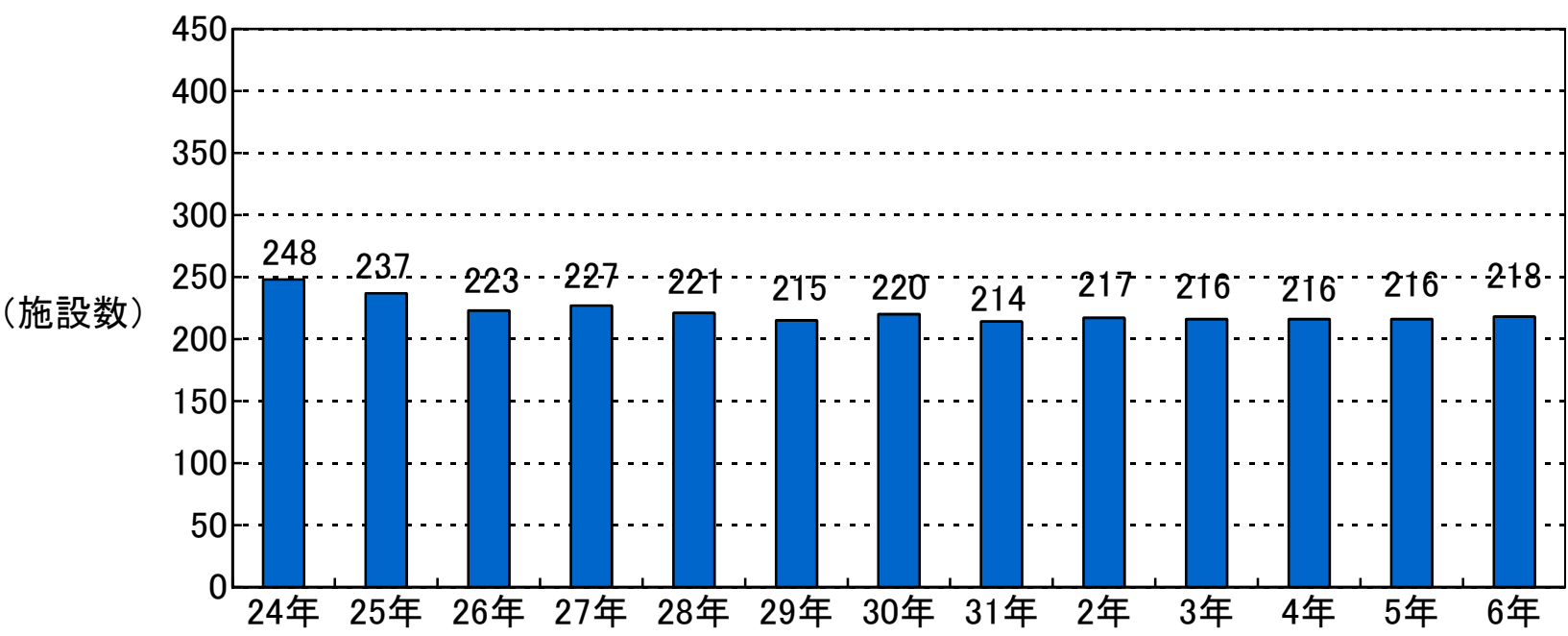
倍数別 ^(注)		5倍以下	5倍を超え10倍以下	10倍を超え50倍以下	50倍を超え100倍以下	100倍を超え150倍以下	150倍を超え200倍以下	200倍を超え1000倍以下
施設								
製造所				1				
貯蔵所	屋内貯蔵所	26	14	20	1		1	1
	屋外タンク貯蔵所	1		1				
	屋内タンク貯蔵所	4	2	1				
	地下タンク貯蔵所	13	4	16	4		1	2
	簡易タンク貯蔵所							
	移動タンク貯蔵所	19	1	8	16			
	屋外貯蔵所							
取扱所	給油取扱所		4	11	2	1	7	7
	第1種販売取扱所							
	第2種販売取扱所							
	移送取扱所							
	一般取扱所	9	14	6				
合計		72	39	64	23	1	9	10

(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第3で定める指定数量で除して得た数値である。

(3) 危険物施設の推移

危険物施設数

各年3月31日現在



各年3月31日現在

年		令和5 (A)	令和6 (B)	増減数 (B) - (A)
施設				
製造所		1	1	0
貯蔵所	屋内貯蔵所	60	63	3
	屋外タンク貯蔵所	2	2	0
	屋内タンク貯蔵所	7	7	0
	地下タンク貯蔵所	40	40	0
	簡易タンク貯蔵所			
	移動タンク貯蔵所	43	44	1
	屋外貯蔵所			
取扱所	給油取扱所	34	32	△2
	第1種販売取扱所			
	第2種販売取扱所			
	移送取扱所			
	一般取扱所	29	29	0
合計		216	218	2

7. 危険物規制事務

(1) 施設別事務取扱状況

令和5年度

内 容 施 設		許 可				完 成 検 査			廃 止 届	
		設置	変更	常置場所変更		設置	変更	転入		許可 取消
				転 入	転 出					
貯 蔵 所	製 造 所		1				1			
	屋 内 貯 蔵 所	2				4			1	
	屋外タンク貯蔵所									
	屋内タンク貯蔵所									
	地下タンク貯蔵所	1				1			1	
	簡易タンク貯蔵所									
	移動タンク貯蔵所			1				1		
	屋 外 貯 蔵 所									
取 扱 所	給 油 取 扱 所		3				3		2	
	第1種販売取扱所									
	第2種販売取扱所									
	移 送 取 扱 所									
	一 般 取 扱 所									
合 計		3	4	1		5	4	1	4	

(2) タンク検査の実施状況

令和5年度

区 分			数	区 分			数
水 張 検 査	1 0 Kℓ 以下		12	水 圧 検 査	6 0 0 ℓ 以下		2
	1 0 Kℓ を越え 1, 0 0 0 Kℓ 以下				6 0 0 ℓ を越え 1 0 Kℓ 以下		1
	1, 0 0 0 Kℓ を越え 2, 0 0 0 Kℓ 以下				1 0 Kℓ を越え 2 0 Kℓ 以下		
	2, 0 0 0 Kℓ を越えるもの				2 0 Kℓ を越えるもの		
合 計			12	合 計			3

(3) 危険物施設立入検査の実施状況

令和5年度

施 設	製 造 所	屋貯 蔵 内所	屋貯 外 タ ン ク 所	屋貯 内 タ ン ク 所	地所 下 タ ン ク 所	簡貯 易 タ ン ク 所	移貯 動 タ ン ク 所	屋貯 蔵 外所	給取 扱 油所	第取 1 種 販 売 所	第取 2 種 販 売 所	移取 扱 送所	一取 扱 般所	計
検査施設数		1	1	1	10				9				11	33

8. 高圧ガス施設等

(1) 権限移譲について

戸田市消防本部では、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の一部及び「火薬類取締法」に係る事務を、埼玉県からの権限移譲により、平成26年4月1日から行っています。

(2) 高圧ガス等事業所数について

令和6年3月31日現在における高圧ガス施設の総数は、116施設です。

令和6年3月31日現在

第一種製造施設	4	第一種貯蔵所	1
第一種製造施設（冷凍）	6	第二種貯蔵所	6
第二種製造施設	9	容器検査所	5
第二種製造施設（冷凍）	38	販売事業所	47

(3) 高圧ガス保安法に係る事務

ア 許可等件数

令和5年度

区 分		新 規			変 更			更新	完成検査 (指定機関(外数))	廃止 届
		許可	届出	登録	許可	届出	軽微			
製 造	一般高圧ガス①				1				1 ()	
	液化石油ガス②						3		()	
	① ②適用								()	
	冷 凍						1		()	5
	計				1		4		()	
貯蔵事業所									()	
容器検査所										
特定高圧ガス消費者（注1）										
高圧ガス販売事業所			1				2			1
特別充てん許可（注2）										
刻印変更										
合 計			1		1		6		1 ()	6

（注1）LPG、圧縮水素、液化酸素、液化アンモニア、液化塩素、圧縮天然ガス、特殊高圧ガス

（注2）国内法が適用されない容器

イ 立入検査、保安検査件数

令和5年度

区分		施設数	立入検査数	保安検査数 (指定機関(外数))
一 種 製 造	一般高圧ガス①	2		0 (1)
	液化石油ガス②	2		0 (2)
	①、②適用			
	冷凍	6	2	0 (2)
	計	10		
二 種 製 造	一般高圧ガス①	7		
	液化石油ガス②	2		
	①、②適用			
	冷凍	38		
	計	47		
販 売	一般高圧ガス①	46		
	液化石油ガス②	1		
	①、②適用			
	計	47		
貯蔵事業所		7		
容器検査所		5		
特定高圧ガス消費事業所				
合 計		116	2	0 (5)

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務

ア 充てん設備の許可等件数

令和5年度

許可	変更許可	変更届	完成検査

イ 立入検査、保安検査数

令和5年度

	事業所数	設備数	立入検査数	保安検査数
充てん設備	1	1		1